

○北杜市立図書館適正配置等検討委員会設置要綱

平成21年10月2日
教育委員会告示第12号

(設置)

第1条 北杜市立図書館（以下「図書館」という。）の適正な配置等について総合的に検討するため、北杜市図書館適正配置等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、教育委員会に提言するものとする。

- (1) 図書館の適正配置に関すること。
- (2) 図書館の適正規模に関すること。
- (3) その他図書館の適正配置等に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域代表者
- (3) 北杜市図書館協議会を代表する者
- (4) 小中学校校長会を代表する者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会中央図書館において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(最初の会議の招集)

- 2 この告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。